

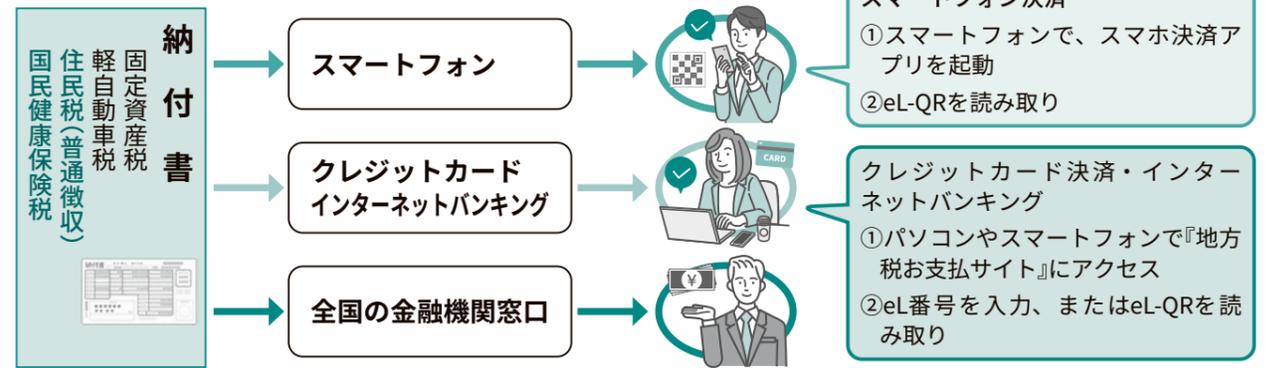
4月1日から『地方税お支払サイト』で

住民税(普通徴収)と国民健康保険税の納付ができます

●問い合わせ先 税務課 ☎096-248-1114

4月1日から『地方税お支払サイト』で住民税(普通徴収)と国民健康保険税の納付ができるようになります。これまで納付可能だった固定資産税・軽自動車税と同様に、スマートフォン決済・全国の金融機関窓口・クレジットカード決済・インターネットバンキングでの納付ができるようになりますので、ぜひご利用ください。

▶納付のイメージ



▶対応している納付書

4月1日以降に発行された**固定資産税・軽自動車税・住民税(普通徴収)・国民健康保険税**の納付書で、おもて面に『eLマーク』『eL番号』『eL-QR』が印刷されている納付書が対応しています。

※口座振替不能通知はクレジットカード決済、インターネットバンキングのみ対応(納付書に記載の『eL番号』を入力します)

▶対応している納付書の例



- ・スマホアプリや地方税お支払サイトからの納付では領収書が発行されません。領収書が必要な場合は、金融機関窓口やコンビニエンスストア(バーコードが印字された納期限内納付書に限る)でお支払いください。納付後すぐに納税証明書の発行を希望する場合は、領収書を税務課窓口へお持ちください。
- ・クレジットカード払いによるシステム利用料は利用者負担となります。また支払い確定後は取り消しすることができません。

地方税お支払サイト

地方税のお支払が便利・簡単に!!

▼

スマホやパソコンでお支払が可能です

▲地方税お支払いサイト

みんなの税金

税金は納期限内に納めましょう

●問い合わせ先 税務課 ☎096(248)1114

皆さんの暮らしを支えています

市税は、教育・福祉などの住民サービス、道路や公共施設の整備維持などさまざまな事業を進めるための大切な財源であり、皆さんの日々の生活を支えています。

税負担の公平性のために

市税などを滞納すると、延滞金の加算や財産の差し押さえを行なうこととなります。納期内の納付が困難な場合は、必ずご相談ください。

また、市税の滞納が増えると、滞納金の回収に費用がかかり、期限内に納付した人の税金が滞納解消のために使われるなど、税の不公平感が生まれやすくなります。安定した市民サービス提供のために、市民の皆さんの期限内納付が重要です。

令和6年度市税の納期限と口座振替日

税金の納付は、金融機関・コンビニエンスストアのほか、スマートフォン決済も利用できます。

▼令和6年度市税の納期限と口座振替日

	軽自動車税納期限	市県民税・固定資産税・国民健康保険税納期限	口座振替日	口座振替依頼書提出期限
全期	5月31日(金)		左記と同じ	4月30日(火)
第1期		7月1日(月)		5月31日(金)
第2期		7月31日(水)		6月28日(金)
第3期		9月2日(月)		7月31日(水)
第4期		9月30日(月)		8月30日(金)
第5期		10月31日(木)		9月30日(月)
第6期		12月2日(月)		10月31日(木)
第7期		1月6日(月)		12月25日(水)
第8期		1月31日(金)	左記と同じ	12月27日(金)

※ゆうちょ銀行の口座振替依頼書提出は、上記提出期限の1カ月前まで

市税の納付は口座振替が便利です

口座振替の手続きを行なうと、金融機関などへ納付に行く必要もなく、納め忘れの心配もありません。年度途中の申し込みもできます。

また、インターネットからの口座振替申し込み(ウェブ口座振替受付サービス)もできます。ぜひご利用ください。

※令和6年4月以降は西合志総合窓口や各支所での税・公金の支払いができません

▼口座振替ができる金融機関

肥後銀行・熊本銀行・熊本県信用組合・熊本信用金庫・熊本第一信用金庫・熊本中央信用金庫・菊池地域農業協同組合・ゆうちょ銀行

▼窓口での手続きに必要なもの

・預金通帳(口座番号確認のため)

・金融機関届出印

▼受付場所

税務課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、須屋支所、泉ヶ丘支所、右記の市内金融機関

※ゆうちょ銀行は郵便局の窓口でのみ受け付け

▼WEB口座振替受付サービス

詳しくは市ホームページをご覧ください。



固定資産課税台帳を縦覧・閲覧できます

▼縦覧 納税者が市内の土地・家屋の価格を確認できます。

▼縦覧期限 7月1日(月)(平日のみ)

▼閲覧 納税者などが自己資産の内容を確認できます。(通年)

▼手数料 無料

▼必要なもの 資格者であること確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカード・保険証・賃貸借契約書・売買契約書など)

▼受付場所 税務課

▼縦覧・閲覧ができる人

資格者	縦覧	閲覧
納税者	○	○
免税点未満(*)により課税が発生しない人	×	○
納税者の同居の親族	○	○
別居の親族(委任状が必要)	○	○
納税管理人	○	○
借地人・借家人	×	○ 当該権利の目的である土地・家屋に限る
1月1日以降の新所有者	×	○

※免税点未満とは

同一市町村に所有する土地・家屋・償却資産の課税標準額が一定の額に満たない(土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満)こと